

学校教育における消費者教育に関する取組 (資料)

- ・新学習指導要領実施スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・新学習指導要領の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・学校教育における消費者教育の推進（イメージ図）・・・・・・ 5
- ・平成22年度消費者教育指導者養成講座の概要・・・・・・・・・・ 6

【参考】

- ・幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等のポイント・・・・ 7
- ・高等学校学習指導要領改訂のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ・新学習指導要領における消費者教育に関する主な内容・・・・ 9
- ・パンフレット「生きる力」（別途配布）

新学習指導要領 実施スケジュール(概要)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園	告示 周知・徹底	全面実施				
小学校	告示 周知・徹底	総則等 先行実施		全面実施		
		算数、理科				
		教科書検定	採択・供給	教科書使用開始		
中学校	告示 周知・徹底	総則等 先行実施		全面実施		
		数学、理科				
		教科書検定	採択・供給	教科書使用開始		
高等学校	告示 周知・徹底	先行実施		総則等		年次進行 で実施
				先行実施 (年次進行) 数学、理科		
		※理数除く 教科書検定		採択・供給	教科書使用開始	

下記説明会等において、消費者教育については、主に社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科の部会等で説明や協議等を実施。

① 説明会等の実施

<小・中学校>

【文部科学省主催】

○ 平成20年度小・中学校新教育課程説明会（中央説明会）

【小中それぞれ全国3か所、各2日間】

全体会で学習指導要領改訂の基本的な考え方等を説明した後、各教科等別に学習指導要領解説を用いて説明（※国立大学附属学校、私立学校担当部局等からも参加）

- ・小学校〔平成20年6～7月〕 会場：東京，兵庫，福岡 参加者数 約2,030人
- ・中学校〔平成20年7月〕 " " 参加者数 約1,980人

○ 平成22年度新学習指導要領全面実施に向けた全国説明会【小中各1日】

新学習指導要領に基づく教育課程編成上の課題について質問と考え方の協議

- ・全体会（小・中合同）〔平成22年7月〕 参加者数 約1,200人
- ・小学校〔 " 〕 参加者数 約1,150人
- ・中学校〔 " 〕 参加者数 約1,180人

○ 平成20年度小学校及び中学校各教科等担当指導主事連絡協議会【小中各1日】

地方説明会での質問事項や翌年度の教育課程の編成を見通した課題等について解説・討議

- ・小学校〔平成20年12月〕 参加者数 約900人
- ・中学校〔 " 〕 参加者数 約890人

○ 平成21年度小学校及び中学校教育課程協議会【小中各1日】

翌年度の教育課程の編成を見通した課題等について解説・討議

- ・小学校〔平成21年11月〕 会場：東京，岐阜，広島 参加者数 約1,210人
- ・中学校〔 " 〕 会場： " 参加者数 約1,160人

○ 平成22年度小・中学校各教科等担当指導主事連絡協議会【小中各1日】

都道府県における夏季研修の成果と課題を受けた意見交換及び調査官等による指導・助言

- ・小学校〔平成22年11月〕 参加者数 約900人
- ・中学校〔 " 〕 参加者数 約900人

【都道府県教育委員会等主催・文部科学省共催】

○ 平成20～22年度小・中学校新教育課程説明会（地方説明会）

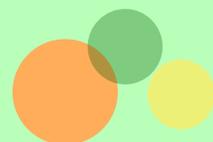
中央説明会の受講者が、各地域において中央説明会での説明内容を伝達

- ・文部科学省から職員を派遣，経費の一部を負担
- ・すべての都道府県・指定都市で説明会を開催
（地域の実情に応じ，保護者や地域住民を含めて実施する場合有）

【都道府県教育委員会等主催】

○ 要請に応じて各都道府県等に文部科学省職員を派遣し説明

- ・平成20年3月の小・中学校学習指導要領の公示以降，都道府県における教員説明会等において説明



新学習指導要領 これまでの周知・広報活動（平成20～22年度）②

<高等学校>

【文部科学省主催】

○ 平成21年度高等学校新教育課程説明会(中央説明会)【全国2箇所、各2日間】

全体会で学習指導要領改訂の基本的な考え方等を説明した後、各教科等別に学習指導要領解説等を用いて説明（※国立大学附属学校、私立学校担当部局等からも参加）

- ・各学科に共通する教科等〔平成21年7月〕 会場：東京、大阪 参加者数 約1,600人
- ・職業に関する教科〔平成21年7月・8月〕 会場：東京、福岡 参加者数 約600人

○ 平成21年度高等学校各教科等担当指導主事連絡協議会

新学習指導要領の実施上の課題や地方説明会における周知等について協議・情報交換等

- ・各学科に共通する教科等〔平成21年12月、2日間〕 参加者数 約840人
- ・職業に関する教科〔平成21年12月、3日間〕 参加者数 約300人

○ 平成22年度高等学校各教科等担当指導主事連絡協議会

解説を新たに公表した教科・科目は新学習指導要領の周知、その他の教科は、現状学習指導要領実施上の課題や新学習指導要領実施に向けた課題等の協議

- ・各学科に共通する教科等〔平成22年11月、2日間〕 参加者数 約850人
- ・職業に関する教科〔平成22年7月、4日間〕 参加者数 約400人

【都道府県教育委員会等主催・文部科学省共催】

○ 平成21、22年度高等学校新教育課程説明会(地方説明会)

中央説明会の受講者が、各地域において中央説明会での説明内容を伝達

- ・文部科学省から職員を派遣、経費の一部を負担
- ・すべての都道府県・指定都市で説明会を開催
(地域の実情に応じ、保護者や地域住民を含めて実施する場合有)

【都道府県教育委員会等主催】

○ 要請に応じて各都道府県等に文部科学省職員を派遣し説明

- ・平成21年3月の高等学校学習指導要領の公示以降、都道府県における教員説明会等において説明



新学習指導要領 これまでの周知・広報活動（平成20～22年度）③

② 教員への学習指導要領冊子の配布

- 学習指導要領冊子について、A4判化（これまではA5判）、デザインを見やすくし、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の全ての教員に対して配布（これまでは教員が各自購入）〔幼稚園、小・中学校：平成20年7月、高等学校：平成21年9月、特別支援学校：平成21年3月〕

③ 学習指導要領「解説」の作成・公表

- 学習指導要領の記述の意味や解釈などを詳細に説明する「解説」を、各学校種、各教科等ごとに文部科学省の著作として作成・公表〔幼稚園：平成20年7月、小・中学校：平成20年6月・7月、高等学校：平成21年7月・12月・平成22年1月、特別支援学校：平成21年6月・12月〕

④ 保護者向け広報

○ 保護者向けパンフレット

新学習指導要領等の趣旨を分かりやすくまとめた保護者向けパンフレットを作成・配布〔平成20年、22年〕

○ 小・中学校の新学習指導要領の先行実施に向けた保護者向けピラ

平成21年4月からの小・中学校学習指導要領の先行実施についての保護者向けピラを作成し、PTAと連携して保護者への広報を図るとともに、教育委員会を通じて各学校での保護者への周知を依頼〔平成21年2月〕

⑤ その他

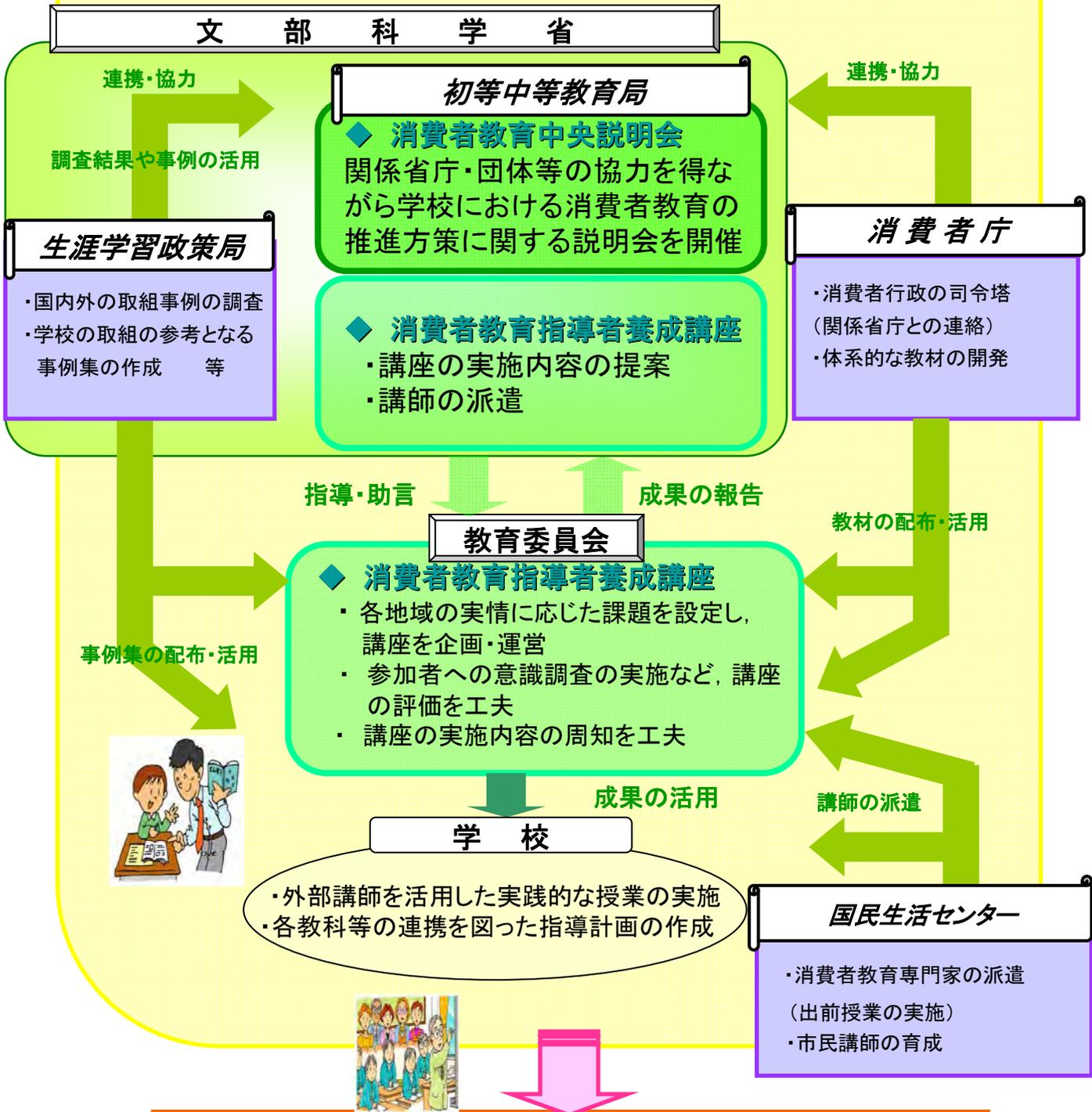
- 文部科学省ホームページ内に新学習指導要領の専用ページを設け、最新の情報を提供
- 政府広報の活用、文部科学省広報誌、各種教育誌への寄稿等による周知



学校教育における消費者教育の推進

平成22年度予算額 27,043千円(新規)

○消費者教育推進のための核となる教員の養成のため、外部機関との連携を進め、教員の指導力向上のための講座等を実施することなどにより、学校における消費者教育の推進を図る



学校における消費者教育の充実

平成22年度消費者教育指導者養成講座の概要

No.	教育委員会名	実施時期	概要	人数
1	北海道教育委員会	8月10日	小中高等学校等の教員等を対象として、大学教授による講演、ワークショップ等を実施し、消費者教育の現状や課題等について理解を深めるとともに、消費者教育に携わる者としての実践的な指導力の向上を図る。	46
2	青森県教育委員会	12月14日(予定)	小中高等学校等の教員等を対象として、大学教授や金融広報中央委員会職員による講義等を実施し、消費者教育の現状と課題について理解を深め、授業改善や教材の開発等に資する。	70(予定)
3	宮城県教育委員会	7月27日	高等学校の家庭科、社会科の教員を対象として、弁護士などの講師による講話やワークショップを実施し、高等学校における消費者教育の在り方、実践的な指導方法や最近の諸問題等を紹介し、今後の授業展開に資する。	62
4	岐阜県教育委員会	7月27日～8月3日 (小中学校) 8月17日～18日 (高校)	小中学校の社会科、技術・家庭科、高等学校の家庭科の教員等を対象として、消費者教育の趣旨等の説明、グループ別協議、大学教授による講義・演習等を実施し、授業改善に資する。	576
5	静岡県教育委員会	12月6日(予定)	小中学校の教員を対象として、大学教授等による講演やグループ協議を実施し、指導方法の改善に資する。	77(予定)
6	京都府教育委員会	8月18日	中高等学校等の社会科、家庭科の教員等を対象として、大学教授等による講義等を実施し、教員の指導力向上を図る。	92
7	大阪府教育委員会	8月3日、5日	小中高等学校等の教員等を対象として、(財)関西消費者協会の職員などの講師による講義や演習を通して、教員の専門的資質の向上を図るとともに、児童生徒に関わりの深い消費者問題を通して、学校における消費者教育の在り方について研修し、指導力の向上を図る。	226
8	広島県教育委員会	12月7日(予定)	小中高等学校の教員等を対象として、県消費生活課の職員による講話、教育課程調査官による講演等を実施し、消費者教育に関する現状認識と具体的な進め方を理解することにより、消費者教育の一層の充実を図る。	104(予定)
9	山口県教育委員会	1月31日(予定)	指導主事や教員等を対象として、国立教育政策研究所や県消費生活センターの職員、大学教授による講演や協議等を実施し、今後の消費者教育の推進に資する。	50(予定)
10	愛媛県教育委員会	8月2日	小中高等学校の教員に加えて大学教員や大学生を対象として、児童生徒の興味・関心を高める教材や指導方法の紹介、各校種における消費者教育について情報交換等を行い、今後の消費者教育に資する。	67
11	高知県教育委員会	12月18日(予定)	中高等学校の教員を対象として、大学教授等の講義・演習を実施し、授業の改善に資する。	40(予定)
12	福岡県教育委員会	6月30日、 8月2日(家庭のみ)、 8月10日(社会のみ)	小中学校の教員を対象として、消費者教育支援センター等の講師による講義や演習等を行い、消費者教育について理解を深め、社会科、家庭科の授業における指導力の育成を図る。	50
13	鹿児島県教育委員会	8月5日	高等学校家庭科担当教員を対象として、弁護士による講義等を実施し、消費者教育への理解を深める。	37
14	沖縄県教育委員会	8月4日	中高等学校の教員等を対象として、大学教授等による講義や実習等を実施し、家庭科における消費者教育について理解を深め、家庭科教育の充実改善に資する。	20
	合計(予定)			1517(予定)

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等のポイント

1. 今回の改訂の基本的考え方

教育基本法改正等で
明確になった
教育の理念を踏まえ、
「生きる力」を育成

知識・技能の習得と
思考力・判断力・表現力等
の育成のバランスを重視、
授業時数を増加

道徳教育や体育などの
充実により、豊かな心や
健やかな体を育成

2. 授業時数の増加

小学校

- 国語・社会・算数・理科・体育の授業時数を10%程度増加
- 週当たりのコマ数を低学年で週2コマ、中・高学年で週1コマ増加

中学校

- 国語・社会・数学・理科・外国語・保健体育の授業時数を実質10%程度増加
- 週当たりのコマ数を各学年で週1コマ増加

3. 教育内容の主な改善事項

言語活動の充実

- 国語をはじめ各教科等で記録、説明、批評、論述、討論などの学習を充実

理数教育の充実

- 国際的な通用性、内容の系統性の観点から指導内容を充実
〔台形の面積(小・算数)、解の公式(中・数学)、イオン、遺伝の規則性、進化(中・理科)〕
- 反復(スパイラル)による指導、観察・実験、課題学習を充実(算数・数学、理科)

伝統や文化に関する教育の充実

- ことわざ、古文・漢文の音読など古典に関する学習を充実(国語)
- 歴史教育(狩猟・採集の生活や国の形成、近現代史の重視等)、宗教、文化遺産(国宝、世界遺産等)に関する学習を充実(社会)
- そろばん、和楽器、唱歌、美術文化、和装の取扱いを重視(算数、音楽、美術、技術・家庭)
- 武道を必修化(保体/中1・2) ○総合的な学習の時間の学習の例示として、地域の伝統と文化を追加(小)

道徳教育の充実

- 発達の段階に応じて指導内容を重点化
〔人間としてしてはならないことをしない、きまりを守る(小)、社会の形成への参画(中) など〕
- 体験活動を推進 ○先人の伝記、自然など児童生徒が感動する魅力的な教材を充実
- 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実

体験活動の充実

- 発達の段階に応じ、集団宿泊活動、自然体験活動、職場体験活動などを推進(特別活動等)

外国語教育の充実

- 小学校に外国語活動を導入、聞くこと、話すことを中心に指導(小5・6)
- 中学校では聞く・話す・読む・書く技能を総合的に充実
(語数を増加〔900語程度まで→1200語程度〕、教材の題材を充実)

重要事項

- 幼小連携を推進、幼稚園と家庭の連続性を配慮、預かり保育や子育て支援を推進(幼稚園)
- 環境、家族と家庭、消費者、食育、安全に関する学習を充実
- 情報の活用、情報モラルなどの情報教育を充実
- 部活動の意義や留意点を規定
- 障害に応じた指導を工夫(特別支援教育)
- 「はじめ規定」(詳細な事項は扱わないなどの規定)を原則削除

高等学校学習指導要領の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的考え方

教育基本法改正等で
明確になった
教育の理念を踏まえ、
「生きる力」を育成

知識・技能の習得と
思考力・判断力・表現力等
の育成のバランスを重視

道徳教育や体育などの
充実により、豊かな心や
健やかな体を育成

2. 卒業単位数、必履修科目、教育課程編成時の配慮事項等

- 卒業までに修得させる単位数は、現行どおり74単位以上
- 共通性と多様性のバランスを重視し、学習の基盤となる国語、数学、外国語に共通必履修科目を設定するとともに、理科の科目履修の柔軟性を向上
- 週当たりの授業時数(全日制)は標準である30単位時間を超えて授業を行うことができることを明確化
- 義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けることを促進

3. 教育内容の主な改善事項

言語活動の充実

- 国語をはじめ各教科等で批評、論述、討論などの学習を充実

理数教育の充実

- 近年の新しい科学的知見に対応する観点から指導内容を刷新(例:遺伝情報とタンパク質の合成、膨張する宇宙像)
- 統計に関する内容を必修化(数学「数学Ⅰ」)
- 知識・技能を活用する学習や探究する学習を重視(「課題学習」(数学)の導入、「数学活用」「理科課題研究」の新設等)
- 指導内容と日常生活や社会との関連を重視(「科学と人間生活」の新設)

伝統や文化に関する教育の充実

- 歴史教育(世界史における日本史の扱い、文化の学習を充実)、宗教に関する学習を充実(地理歴史、公民)
- 古典、武道、伝統音楽、美術文化、衣食住の歴史や文化に関する学習を充実(国語、保健体育、芸術「音楽」、「美術」、家庭)

道徳教育の充実

- 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成することを規定
- 人間としての在り方生き方に関する学習を充実(公民「現代社会」、特別活動)

体験活動の充実

- ボランティア活動などの社会奉仕、就業体験の充実(特別活動)
- 職業教育において、産業現場等における長期間の実習を取り入れることを明記

外国語教育の充実

- 高等学校で指導する標準的な単語数を1,300語から1,800語に増加
- 授業は英語で指導することを基本 (中学校、高等学校合わせて2,200語から3,000語に増加)

職業に関する教科・科目の改善

- 職業人としての規範意識や倫理観、技術の進展や環境、エネルギーへの配慮、地域産業を担う人材の育成等、各種産業で求められる知識と技術、資質を育成する観点から科目の構成や内容を改善

重要事項

- 体育、食育、安全教育を充実
- 環境、消費者に関する学習を充実
- 情報の活用、情報モラルなどの情報教育を充実
- 部活動の意義や留意点を規定
- 障害に応じた指導を工夫(特別支援教育)
- 「はじめて規定」(詳細な事項は扱わないなどの規定)を原則削除

新学習指導要領における消費者教育に関する主な内容

① 小学校＜文部科学省平成20年3月告示＞

(家庭科)

- ・物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること
- ・身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること

② 中学校＜文部科学省平成20年3月告示＞

(社会科(公民))

- ・金融などの仕組みや働き
- ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政(消費者保護の例示として新設)

(技術・家庭科)

- ・自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること(新設)
(→ 消費者基本法, 消費生活センター, クーリング・オフ制度等)
- ・販売方法の特徴について知り、生活に必要な物質・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること
(→ 環境への配慮, 電子マネー等)

③ 高等学校＜文部科学省平成21年3月告示＞

(公民科)

- ・消費者に関する問題
(→ 消費者基本法, 消費者契約法, 多重債務問題, 製品事故等)

(家庭科)

- ・消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任
(→ 消費構造の変化, 消費行動の多様化 等)
- ・消費生活と生涯を見通した経済の計画(新設)
- ・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題
(→ 多重債務問題等)
- ・消費者問題や消費者の自立と支援